

## 高橋・只木ゼミ後期第5問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班

1. 弁護レジュメ2頁17行目において、日本が「いまだ木造建築が多く、目的物が独立して燃焼を継続するという状況が起こりやすい」とあるが、木造建築物を客体とした場合、  
5 A-1説によると既遂はどの時点で認められるか。
2. 弁護レジュメ3頁2行目以下、「財産上の危険」について、弁護側は「財産上の危険」はどの程度で認められると考えるか。
3. 弁護レジュメ3頁2行目において、「公共危険罪は不特定又は多数の生命・身体又は重要なる範囲に渡る財産の危険を発生せしめることを必要としている」と述べていることつ  
10 いて、A-1説が「不特定又は多数の生命・身体の危険」が発生していても「重要なる範囲に渡る財産の危険」が発生していなければ未遂にとどまる余地があると考えるのはなぜか。
4. 弁護レジュメ3頁8行目、放火罪の「法定刑が重い」ことについて、弁護側は、そもそも放火罪の法定刑が重く定められている理由はなぜだと考えているか。  
15
5. 弁護側は、未遂罪の処罰規定のない失火罪(116条)についても、「目的物が火力により～その物の固有の効用を失う」に至るまで成立しえないと考えるか。

以上